第2章 計画の理念と目標

第1節 計画の理念

東大和市障害者総合プラン(第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画)では、計画の理念を次のように定めました。

『障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を』

これは、障害者基本法第 1 条に掲げられた理念を基本とし、その後、「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」の施行、「障害者総合支援法」施行 3 年後の見直し等がなされたことを踏まえ、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指したものです。

「地域共生社会」とは、地域を構成するあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会です。

平成 30 年 4 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (地域包括ケア強化法)が施行され、障害のある人を含む地域に暮らす全ての人が支え合う仕組みが示されました。

令和 2 年 5 月に策定された国の基本的な指針でも、『地域共生社会の実現』が掲げられ、地域のあらゆる市民が支え手と受け手にわかれるのではなく、共に住みやすい"まち"をつくっていくことが重要とされています。

このようなことから、第 2 次東大和市障害者総合プラン(第 5 次東大和市障害者計画・第 6 期東 大和市障害福祉計画・第 2 期東大和市障害児福祉計画)では、現計画の理念を引き継ぎつつ、障害の 有無に関わらず、共に支え合うという視点から、全ての人がもつ多様性を尊重し、地域共生社会を実 現することを目指して、計画の理念を次のように定めます。

『障害のある人もない人も、

お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和』

第2節 計画の目標

本計画では、理念を実現するために次の4つの目標を掲げます。

目標1

自立を支える 基盤の整備と充実 障害のある人の人権が尊重され地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。

また、障害のある人が必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

目標2

自立を支える サービスの充実 障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づきサービス提供体制の整備に努めます。

その他、障害のある人が地域で自立した生活を送るための各種サービスの充実に努めます。また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、障害のある人の経済的自立を支援します。

目標3

ライフステージに 対応した支援の充実 障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じて様々な課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。

また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための 支援を行います。

目標4

共生社会実現をめざした地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていく ためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障 壁(バリア)をなくす必要があります。そのため、障害のある人 や障害についての理解と認識を深めるための活動を推進し ます。

また、共生社会を支える人材育成や地域・環境の醸成、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、自助・共助のまちづくりに取り組みます。

第3節 重点施策

本計画の期間中に、特に重点的に取り組む項目として、以下の重点施策を掲げます。

重点施策1 障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策

障害のある人の多くは、日常生活で差別や偏見を感じています。共生社会実現のために、障害のある人の権利擁護や、障害のある人への理解促進を進める施策に取り組んでいきます。

- ○障害者差別解消法の周知、法に基づく取組を一層、進めます。
- ○障害のある人への理解を促進するための取組を進めます。
- ○障害者虐待防止法の周知、法に基づく取組を進めます。
- ○成年後見制度等、権利擁護事業の周知と利用促進に取り組みます。

重点施策2 地域で安心して暮らし続けるための施策

現在、家族と暮らしている人の中には、介護者である家族の高齢化や自身の障害の重度化により、今までのような暮らしを続けられるのか不安に思っている人が多くいます。 障害のある人がこれからも地域で安心して暮らし続けるための施策を重点的に進めていきます。

- ○生活介護等の日中活動の場の整備・充実を図ります。
- ○グループホームの整備・充実を図ります。
- ○地域生活支援拠点の整備を段階的に進め、その機能の充実を図ります。
- ○緊急一時保護を拡充するとともに緊急一時支援事業を実施し、緊急時に対応し ます。
- ○自立体験事業を実施し、自立体験の場・機会を設けます。

重点施策3 地域共生社会実現のための施策

地域共生社会では、地域で暮らす市民が支え手と受け手にわかれるのではなく、各々が 役割を担い、ともに住みやすい"まち"をつくっていくことが重要です。そのために、様々な 関係機関の連携を強化することや、障害福祉サービス従事者やボランティア等の人材育 成を行うことで、共生社会実現に向けた地域づくり、環境醸成に努めます。

- ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議での協議を進めます。
- ○障害福祉サービス等従事者の確保や養成に取り組みます。
- ○障害のある人のためのボランティア育成に取り組みます。
- ○障害福祉分野以外の関係機関等との連携強化に努めます。
- ○障害のある人の防災・防犯のための自助や共助の取組を進めます。

第4節 施策の体系

目標1 自立を支える基盤の整備と充実

施策の方向		主な取組		
1 障害のある人に対する 差別の解消と権利擁護の	1-1	障害者差別解消法に基づく取組		重点施策 1
	1-2	障害者虐待防止対策の実施		重点施策 1
推進	1-3	障害のある人の意思決定支援の推進		
	《参考》	成年後見制度利用支援事業	障害福祉計画	重点施策 1
		成年後見制度法人後見支援事業	障害福祉計画	
		成年後見制度利用支援体制の充実	地域福祉計画	
		権利擁護の推進	地域福祉計画	
2 相談支援体制の充実	2-1	障害のある人への総合的な相談支援の実施		
	2-2	身体・知的障害者相談員の設置		
	2-3	精神保健福祉相談(一般相談)		
	2-4	高次脳機能障害のある人の相談支援の充実		
	2-5	難病患者の相談支援の充実		
	2-6	発達障害のある人の相談支援の充実		
	2-7	障害のある人の介護者への相談支援の充実		
	《参考》	基幹相談支援センター事業の推進	障害福祉計画	重点施策 2
		地域活動支援センターでの相談支援の推進	障害福祉計画	
		障害者総合支援法・児童福祉法に基づく相談支援	障害福祉計画·障害児福祉計画	
3 関係機関のネットワーク	3-1	地域自立支援協議会の設置・運営		
構築	3-2	地域生活支援拠点の整備・充実		重点施策 2
	3-3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築	築推進会議の設置・運営	重点施策 3
	3-4	精神保健福祉関係者連絡会等の開催		
	3-5	事業所連絡会の設置・運営		
	《参考》	地域生活支援拠点での取組項目(再掲)		

目標2 自立を支えるサービスの充実

施策の方向	主な取組	
1 サービス利用支援	1-1 障害福祉サービス等の周知・情報提供	
	1-2 適正な障害支援区分の認定	
	1-3 障害福祉サービスへの苦情対応	
	1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備	
	1-5 福祉サービス第三者評価受審への支援	
	1-6 事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成	重点施策 3
	1-7 障害福祉関係職員の研修参加の促進	
	1-8 相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上	
	《参考》 福祉サービス苦情窓口の運営 地域福祉	計画
	利用者の立場に立った福祉サービスの推進 地域福祉	計画
2 障害者総合支援法に	《参考》 訪問系サービス 障害福祉	
基づく給付費の支給	日中活動系サービス 障害福祉	
	居住系サービス 障害福祉	
	相談支援サービス 障害福祉	計画
3 日常生活の支援	3-1 寝具乾燥等事業	
	3-2 おむつ支給事業	
	3-3 食事サービス事業	
	3-4 電話料助成事業	
	3-5 重度脳性麻痺者介護事業	
	3-6 身体障害者補助犬の貸与事業	
	3-7 緊急一時保護及び支援事業	重点施策 2
	3-8 自立体験事業	重点施策 2
	《参考》 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 障害福祉	計画
	日常生活用具給付等事業 障害福祉	計画
	地域生活支援センター 障害福祉	計画 重点施策 3
	訪問入浴サービス事業 障害福祉	計画
	日中一時支援事業 障害福祉	計画
	住宅設備改善費給付事業障害福祉	計画

	施策の方向		主な取組	
4	情報・コミュニケーション の支援	4-1	視覚障害・聴覚障害のある人等への情報提供の	充実
(4-2	市主催事業等への手話通訳者の設置	
		4-3	市ホームページにおける情報アクセシビリティの	向上
		4-4		
		4-5	情報・コミュニケーション支援拡充のための協議	の場の設置・運営
		《参考》	コミュニケーション支援事業(手話通訳者等の派遣)	障害福祉計画
			コミュニケーション支援事業(点訳、音訳事業)	障害福祉計画
			コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業)	
<u> </u>			コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業)	障害福祉計画
5	移動・外出のための支援	5-1	福祉タクシー事業	
			ガソリン費助成事業	
		5-3		
		《参考》	移動支援事業	障害福祉計画
			自動車運転免許取得費助成事業	障害福祉計画
			自動車改造費助成事業	障害福祉計画
6	医療費助成・補装具費の	<i>/</i> 1	公共交通の連携と移送サービスの充実	地域福祉計画
0	と原員的成・桶表兵員の 給付・在宅医療サービス	6-1	自立支援医療(更生医療)給付費の給付	
	の実施	6-2	自立支援医療(育成医療)給付費の給付	
		6-3	自立支援医療(精神通院)医療費助成の申請受理	里
		6-4	心身障害者(児)医療費助成	
		6-5	難病等医療費助成の申請受理	
		6-6	小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理	
		6-7	小児精神障害者入院医療費助成の申請受理	
		6-8	補装具費の給付	
		6-9	中等度難聴児発達支援事業	
		6-10	障害のある人の歯科診療の実施	
7	手当等の支給	7-1	心身障害児福祉手当	
		7-2	心身障害者福祉手当	
		7-3	難病患者福祉手当	
		7-4	原爆被爆者見舞金	

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

施策の方向	主な取組	
1 障害のある子どもへの	1-1 発達障害の早期発見と支援	
支援	1-2 障害のある児童の保育	
	1-3 障害のある児童の療育	
	1-4 障害のある児童の学童保育	
	1-5 就学相談の充実	
	1-6 通常学級における障害のある児童・生徒の介助	
	1-7 特別支援教育の推進	
	1-8 都立特別支援学校との連携強化	
	1-9 障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築	
	1-10 医療的ケア児の支援体制の整備	
	《参考》児童福祉法に基づく給付 障害児福祉計画	
2 就労の支援	2-1 就労支援事業の充実	
	2-2 市役所内実習、職場体験実習	
	2-3 福祉就労から一般就労への移行促進	
	2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進	
	2-5 障害者就労施設への支援	
	2-6 市内事業者における雇用の促進	
	2-7 市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進	
	2-8 市役所における障害のある人の雇用の促進等	
	《参考》 就職支度金給付事業 障害福祉計画	

施策の方向		主な取組	
3 生涯学習と社会参加の	3-1 学習機会の保障		
支援	3-2 障害者青年教室の開催		
3-3 障害のある人向け図書館サービス			
	3-4 障害のある人のスポーツ・レクリ	Jエーションの普及・啓発	
	《参考》 自発的活動支援事業	障害福祉計画	
	地域活動支援センター	障害福祉計画	重点施策 3

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

施策の方向		主な取組		
1 障害のある人への	理解の 1-1	障害者週間の周知及び取組		重点施策 1
推進	1-2	障害のある人への理解のための啓発活動		重点施策 1
	1-3	精神保健福祉普及運動の周知		
	1-4	精神保健講演会の実施		
	1-5	学校における交流及び共同学習等		
	《参考》	理解促進研修·啓発事業	障害福祉計画	重点施策 1
		福祉教育の推進	地域福祉計画	
2 共生社会を支える	, – '	障害のある人のためのボランティアの育成		重点施策 3
人材育成、地域·環 醸成	2-2	高齢者ほっと支援センターとの連携		重点施策 3
日衣/火	2-3	くらし・しごと応援センターそえるとの連携		重点施策 3
	《参考》	ボランティア等活動の推進	地域福祉計画	
3 安全・安心なまちて	づくり 3-1	救急直接通報システム事業		
	3-2	住宅火災通報システム事業		
	3-3	ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組		
	3-4	防災・防犯のための自助や共助の取組		重点施策 3
	3-5	感染症拡大防止等の取組		
	《参考》		地域福祉計画	
		安心と安全を守る環境づくりの推進	地域福祉計画	
		公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備	地域福祉計画	